

個人が所有する
昭和56年5月31日以前に建てられた

令和8年(2026年)度版

木造住宅除却工事の補助金

最大50万円

補助します！



特にご注意ください

補助額(以下1~3の最少額)

1. 除却工事に要した費用の23%
2. 50万円
3. 除却工事の延べ床面積(39,900円/m²)
に23%を乗じて得た額

・申請は先着順です(申請受付:4月~12月末)

予算上限に達した時点で年度途中でも終了となります

・交付決定以前に契約・工事着手した場合、補助金を交付できません

・交付決定されても、提出期限までに書類の提出が間に合わない場合、補助金を交付できません(完了報告書の提出期限は翌2月末です)

補助対象については裏面をご覧ください

●お問い合わせ先

交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課

〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 TEL:072-892-0121



補助対象建築物 次の全ての要件に該当する住宅です

- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された交野市内にある木造住宅(長屋・共同住宅含む)
- ・既に診断されたもので、一般診断法又は精密診断法による上部構造評点が1.0未満 もしくは (一財)日本建築防災協会編集の「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果が7点以下のもの

- ・住宅部分の面積の半分以上の店舗兼用住宅等も補助の対象です
- ・過去に木造住宅耐震改修補助金(耐震シェルター設置工事含む)の交付を受けたものは除きます。また、補助金の交付は申請者あたり1回限りです

補助対象者(申請者)

- ・木造住宅の所有者(所有者が2名以上の場合は、申請者以外の所有者の同意等が必要になります。土地所有者の同意等も必要になります。)
- ・補助対象建築物の個人所有者等の直近の市・府民税の課税標準額が5,070,000円未満のもので市税に滞納がないもの

※建設業の許可または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた解体工事業者に除却工事を依頼するもの

(参考)耐震診断結果について

構造評点(耐震能力)は、次のように示されます。



構造評点	未満 0.7		~	1.0	~	1.5 以上
判定	倒壊する可能性が高い		倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない	